

第10編

道路災害対策編

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、宮崎県内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村及び道路管理者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本県における道路概況

宮崎県内の道路は、路線数 34,839、実延長約 20,270km であり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道に分かれている。

(令和5年4月1日現在)

(単位：m)

区 分		路 線 数	実 延 長
高速自動車国道		3	201,996.0
国 道	指 定 区 間	3	318,832.0
	うち有料道路	1	4,379.0
	指 定 外 区 間	16	869,311.6
	計	19	1,188,143.6
県 道	主 要 地 方 道	48	967,304.8
	うち有料道路	1	16,320.0
	一 般 県 道	143	1,051,655.9
	計	191	2,018,960.7
国 県 道 計		210	3,207,104.3
市 町 村 道	1 級	758	1,630,923.0
	2 級	934	1,438,640.0
	そ の 他	32,934	13,740,980.0
	計	34,626	16,860,543.0
総 計		34,839	20,269,643.3

※現道、旧道及び新道を含む

※有料道路を含み、自転車道は含まない。

道路の管理については、次表のとおりである。

道路の種類	管理者	名称	管理する機関（窓口）		
			所在地	電話	管轄区域
高速自動車道	西日本高速道路㈱	九州支社宮崎高速道路事務所	〒 880-2114 宮崎市大字富吉釘ノ前1389-1	0985-89-2535	九州自動車道 えびの IC. ～栗野 IC. 宮崎自動車道 えびの JCT ～宮崎 IC. 東九州自動車道 延岡南 IC. ～清武南 IC.
	国土交通省九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	〒 880-8523 宮崎市大工 2-39	0985-24-8221	東九州自動車道 日南北郷 IC～日南東郷 IC
		延岡河川国道事務所	〒 882-0803 延岡市大貫町 1-2889	0982-31-1155	東九州自動車道県境～北川 IC.
国道	指定区間	国土交通省九州地方整備局	宮崎河川国道事務所 〒 880-8523 宮崎市大工 2-39	0985-24-8221	一般国道 10 号（都農町～都城市） 一般国道 220 号（宮崎市～串間市） 一般国道 10 号（延岡市～日向市美々津） 一般国道 10 号 延岡道路（北川 IC. ～延岡南 IC.） 一般国道 218 号 高千穂日之影道路（雲海橋～平底） 一般国道 218 号 北方延岡道路（蔵田～延岡 I. C.）
		指定区間外	宮崎土木事務所 〒 880-0805 宮崎市橋通東 1-9-10	0985-26-7285	宮崎市（旧高岡町を除く）
県道	宮崎県	日南土木事務所	〒 887-0031 日南市戸高 1-12-1	0987-23-4661	日南市
		串間土木事務所	〒 888-0001 串間市大字西方 8970	0987-72-0134	串間市
		都城土木事務所	〒 885-0024 都城市北原町 24-21	0986-23-4512	都城市、三股町
		小林土木事務所	〒 886-0004 小林市大字細野 367-2	0984-23-5165	小林市、えびの市、高原町
		高岡土木事務所	〒 880-2221 宮崎市 高岡町大字内山 3100	0985-82-1155	国富町、綾町、旧高岡町
		西都土木事務所	〒 881-0005 西都市大字三宅下鶴 9451	0983-43-2221	西都市、西米良村、椎葉村の南部
		高鍋土木事務所	〒 884-0002 児湯郡 高鍋町大字北高鍋中須ノ三 3870-1	0983-23-0001	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
		日向土木事務所	〒 883-0046 日向市中町 2-14	0982-52-4171	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の北部
		延岡土木事務所	〒 882-0872 延岡市愛宕町 2-15	0982-21-6143	延岡市
		西臼杵支庁土木課	〒 882-1101 西臼杵郡 高千穂町大字 三田井22	0982-72-3191	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
市町村道	市町村	各市町村道路担当課			
一ツ葉有料道路	宮崎県道路公社	宮崎県道路公社	〒 880-0805 宮崎市橋通東 2-7-18	0985-25-1588	
延岡南道路	西日本高速道路㈱	九州支社宮崎高速道路事務所	〒 880-2114 宮崎市大字富吉釘ノ前1389-1	0985-89-2535	
道路交通情報	日本道路交通情報センター		〒 880-0803 宮崎市旭 1-8-28 (交通管制センター内)	050-3369-6645	

第2章 道路災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

【警察】

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の管理と整備

第1款 事故災害等発生防止のための措置

1 管理する施設の巡回及び点検

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検を実施する。

- (1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。特に、橋梁やトンネル等の道路施設については5年に1回の定期点検を行い、山(崖)崩れ危険箇所等については重点的に点検を行うものとする。
- (2) 大規模な地震、津波、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の整備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 施設管理者に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から施設管理者へ災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

施設管理者は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県警察、消防及び施設管理者等に入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

(2) 緊急時の通信体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、N T T公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター(県にあっては警察用航空機)及び災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

2 通信手段の整備

(1) 情報通信手段の整備

ア デジタル化の促進

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

イ 通信経路の多ルート化、通信手段の多様化

道路管理者は、大規模な事故災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進める。

また、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

ウ 最新の情報通信機器等の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図る。

第2款 活動体制の整備

1 担当職員の招集・参集体制の整備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 参集範囲の明確化

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておくものとする。

(2) 招集連絡手段の整備

道路管理者は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行できるよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

2 関係機関相互の協力体制の整備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うものとする。また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

3 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

4 コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

5 研究機関等との連携

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 訓練、研修等の実施

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図るものとする。

第4節 道路利用者に対する防災知識の普及

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第3章 道路災害応急対策計画

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 災害情報の収集・連絡

1 事故災害等状況の把握と確認

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、自己の管理する道路での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報するものとする。

2 通行の禁止又は制限

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

3 二次災害等の恐れがある場合における住民等への情報提供

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

大規模な事故災害等が発生した場合、道路管理者は、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

第2款 通信手段の確保

1 無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

2 NTT公衆回線の緊急増設

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTTに要請する。

3 最新の情報通信機器等の積極的な活用

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

大規模な事故災害等の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

4 災害情報収集用ヘリコプターの利用

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

ヘリコプターテレビジョンシステム(県にあっては警察用航空機)により、事故災害等状況の把握を行う。また、必要に応じて国土交通省等の他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

第2節 活動体制の確立

第1款 県の活動体制の確立

県は、県内で大規模な道路災害が発生したときは、状況に応じ、法令並びに共通対策編及び本計画に基づき、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施する

とともに、道路管理者及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

県内において大規模な道路災害が発生し、相当な被害が予想される場合は、知事は災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、状況に応じ総合対策部各班・要員の増減を行うものとする。

2 現地災害対策本部の設置等

共通対策編第3章第1節第1款による。

3 災害対策現地合同調整本部の設置等

(1) 知事は、大規模な道路災害が発生し、防災関係機関の担当連係により、被災者の効率的な救助・救出が必要であると認められる場合は、道路管理者等関係機関と協議し、災害対策現地合同調整本部を設置するものとする。

(2) 組織及び任務

本部長は、宮崎県の職員のうちから知事が指名する職員をもって充てる。

その他、現地合同調整本部の組織及び任務については、宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱によるものとする。

第2款 市町村の活動体制の確立

【市町村】

市町村は、当該市町村の区域に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、本計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第3款 道路管理者の活動体制の確立

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第3節 広範な応援体制の確立

1 国土交通省への支援の要請

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路管理者は、必要に応じて国土交通省に対し現地での応急対策に関する技術的支援のための専門家の派遣、事故災害調査・事故原因調査のための人材の派遣、情報収集・連絡等のための要員の派遣、資機材に関する支援等を要請する。

2 大学、研究機関への依頼

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

必要に応じ、大学その他の研究機関に対し、応急対策に関する技術的支援、事故災害調査・事故

原因調査のための支援等を要請する。

3 コンサルタント、関係業者への依頼

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

必要に応じ、コンサルタント、関係業者に対し、被災状況等を正確に把握するために必要な測量等の調査、応急対策を行う上で必要な技術的検討等を指示する。

第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保

1 一般住民等への情報提供

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを操作し、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

2 迂回路の確保

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

3 救出作業の前提となる障害物の除去作業

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

4 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

5 危険物の流出に対する応急対策

【県、警察、市町村(消防機関)、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

6 二次災害の防止

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山(崖)崩れ等による二次災害の防止のため監視員をおくなどの措置を確実に行うものとする。

第5節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第6節 医療救護活動（共通対策編）

第7節 道路施設の応急復旧

共通対策編第3章第14節第2款「1 道路の応急復旧」参照

第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者及びその家族への対応

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

道路管理者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助にあたっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

道路管理者は、被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やTV画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2 報道機関への広報

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専任して行う候補者を選任しておくものとする。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やTV画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努めるものとする。

第9節 高速自動車道災害対策計画

県内の高速自動車道における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を実施するものとする。

1 防災体制

【西日本高速道路株式会社】

西日本高速道路株式会社は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、下表の防災体制発

令基準に従って、必要な体制をとるものとする。
なお、その発令は、道路を管理する区分ごとに各管理事務所長が行うものとする。

表 防災体制の発令基準

体制	基準
注意体制	警報が発表された場合及び速度規制協議基準に達した場合
警戒体制	災害が発生するおそれがある場合
緊急体制	災害が発生した場合及び通行止めを実施した場合
非常体制	次の各号に該当する場合 1.広範囲又は長期間にわたり通行止めを必要とする場合 2.多数の死傷者が生じた場合、その他社会的影響が甚大である場合

大規模な災害により上記体制のみでは応急活動等の円滑な実施が困難な場合は関係機関の応援を求めるものとし、必要に応じて、県及び県警察は組織計画に基づく県災害対策本部、災害警備計画に基づく県災害警備本部等を組織し、災害の拡大防止に努めるものとする。

2 交通規制

【西日本高速道路株式会社、警察】

警察及び西日本高速道路株式会社は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には直ちに交通規制を実施するものとする。

なお、交通規制を実施した場合は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。交通規制の変更又は解除についても、これに準ずるものとする。

3 緊急通行車両のための道路の機能回復

【西日本高速道路株式会社】

災害の発生等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、災害対策基本法施行令第32条の2に規定する緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、西日本高速道路株式会社は、緊急通行車両の通行確保のため、道路の機能回復について応急の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 救急救助体制

【西日本高速道路株式会社、県、市町村(消防機関)】

西日本高速道路株式会社及び関係機関は協力して適切かつ効率的な人命救護を行うため、救急救助体制を整備充実するものとする。

(1) 西日本高速道路株式会社の緊急体制

西日本高速道路株式会社及び関係機関は、九州縦貫自動車道における消防救急業務実施体制の整備を図るため、九州縦貫自動車道鹿児島県・宮崎県連絡会議等において、事故発生時における関係機関の業務分担、情報交換、指揮調整の方法防災訓練の実施等を推進するものとする。

(2) 市町村(消防機関)との緊急体制

災害時における消防救急業務の実施は「九州縦貫自動車道における消防相互応援協定」によるものとする。

5 救急医療体制

【市町村(消防機関)、関係機関】

災害により負傷者が発生した場合救急隊は緊急医療機関と連絡をとり、搬送するものとする。

なお、救急医療体制については共通編第3章第5節「医療救護活動」によるものとする。

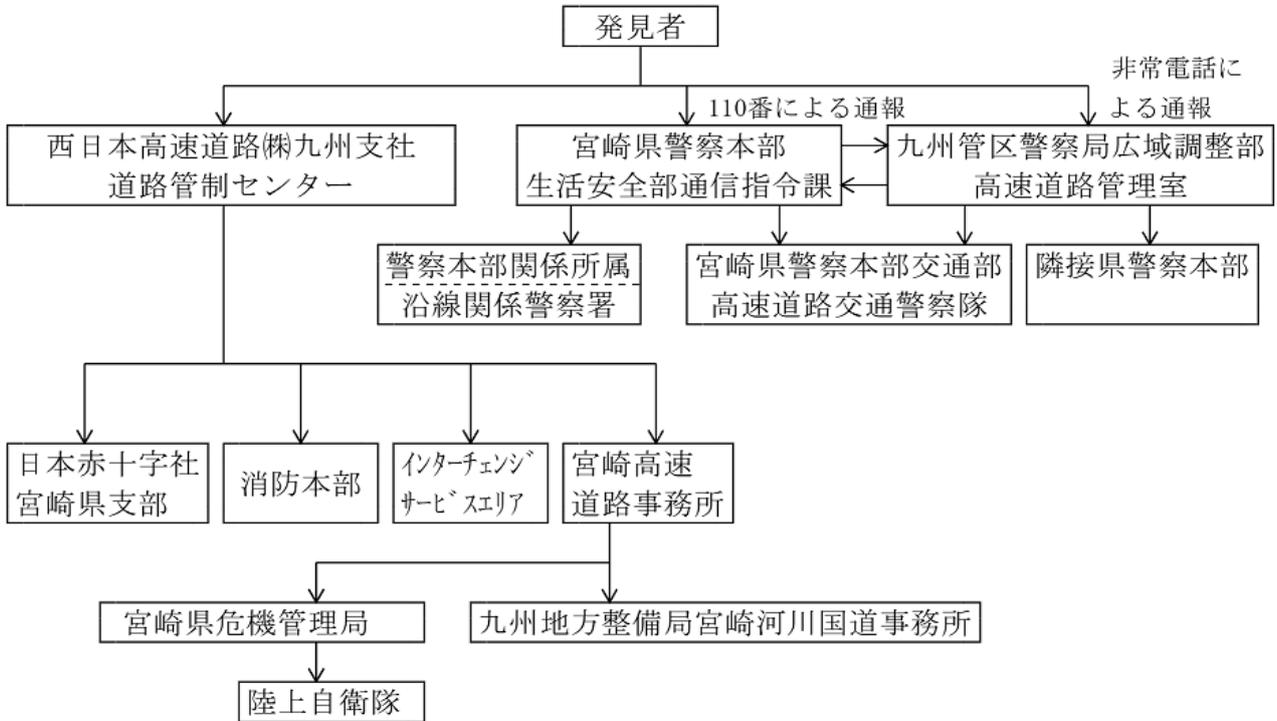
6 情報連絡体制

【西日本高速道路株式会社、関係機関】

(1) 連絡系統

災害時における情報の連絡系統は下記のとおりとする。

< 情報伝達系統 >



7 広報

【西日本高速道路株式会社】

西日本高速道路株式会社は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、交通規制等の措置を講じた時はその旨を日本道路交通情報センターに通知するとともに、関係報道機関へ連絡するものとする。

